

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和5年10月2日(月曜日)  
午前10時10分～午前11時46分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長                      田 原 義 寛 副 委 員 長  
                    荒 山 光 広 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
                    秋 枝 秀 稔 委 員                      藤 井 敏 通 委 員  
                    岡 村        隆 委 員                      石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員  
                    竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員  
                    岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長                      石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長  
                    阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
                    志 賀 雅 彦 副 市 長                      井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長  
                    佐々木 靖 司 市 民 福 祉 部 次 長                      沓 野 純 枝 市 民 課 長  
                    西 村 明 久 監 査 委 員 事 務 局 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前10時10分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案3件について審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 特にございませぬ。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

なお、荒山委員には、監査委員として各会計、歳入歳出決算について、意見書を提出しておられます。また、美祢市議会申合せ事項によりまして、議員から選出された監査委員は、質疑、意見を控えていただくこととなっておりますので、御配慮願います。よろしくお願いいたします。

今回、審査の方法につきましては、会議規則第88条の規定により、各特別会計決算の認定議案3件を一括議題とし、各議案の説明後、質疑を行い、その後必要であれば、市長に出席をいただき総括質疑を行い、各議案の討論、採決を行うことといたします。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案77号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） それでは、議案第77号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算について御説明をいたします。

主要施策成果報告書の23ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の令和4年度決算は、歳入総額31億8,312万3,000円、歳出総額31億277万9,000円で、歳入歳出差引き額は8,034万4,000円となりました。

それではまず、歳出について御説明をいたします。

(1) 歳入歳出決算の状況の下の表、イ歳出を御覧ください。

歳出総額は、対前年度比較で1億354万7,000円、3.2%の減となっております。

歳出全体で、構成比率の高いもので御説明をいたしますと、最も高いのが、2の保険給付費で74.2%、決算額23億173万9,000円となり、前年度と比較して1億1,561万9,000円、4.8%の減となっております。

これは主に、被保険者数の減によるものであります。昭和22年から24年生まれの、

いわゆる団塊の世代の方々が令和4年度から75歳を迎えられ、後期高齢者医療へ移行されていることが主な要因であります。

令和4年度中において、458名の方が後期高齢者医療へ移行されました。これは前年度と比較して、95人の増となっております。

また、前年度と比較して、増減額の大きいものとして、4の保健事業費で、決算額4,806万4,000円、前年度と比較して1,831万円、61.5%の増となっております。

これは、市が実施するがん検診の検査委託料について、国民健康保険の保健事業、疾病予防事業として位置づけ、被保険者に係る費用を負担したことによる増であります。

6の諸支出金、決算額487万8,000円は、前年度と比較し1,390万9,000円、74.0%の減となり、増減率が最も大きくなっております。

令和3年度においては、交通事故による受診分において、第三者行為の求償と併せ、保険給付取消しにより、保険給付費等交付金の返還額が多額であったためであります。

次に、アの歳入について御説明をいたします。

歳入総額は、対前年度比較で1億6,573万1,000円、4.9%の減となっております。

構成比率の高いもので御説明をいたしますと、最も高い4の県支出金が構成比74.7%で、決算額23億7,878万5,000円、前年度と比較して1億955万1,000円の減となっております。

これは、歳出の2保険給付費の減額に伴い、保険給付費等交付金が減額となったものであります。

次に、1の国民健康保険税は、構成比12.1%で、決算額3億8,427万5,000円、前年度と比較して6,920万9,000円の減となっております。

これは、被保険者数の減と保険税率等の引下げが影響をしております。

また、6の繰入金は、構成比8.6%、決算額2億7,528万8,000円、前年度と比較して2,530万6,000円の減となっております。

これは、被保険者数の減と保険税率等の引下げによって、繰入金の対象となる保険税軽減対象者数と、税額が減少したことによる影響が大きいものとなっております。

次に、(2)の国民健康保険税の収納率の状況について御説明をいたします。

ページは24ページを御覧ください。

現年度分の調定額3億8,268万8,000円に対し、収入済額は3億7,121万4,000円、収納率は97.0%と、前年度と比較し0.1ポイント増となっております。

次に、滞納分では、調定額8,108万3,000円に対し、収入済額1,306万1,000円、収納率は16.1%と、前年度と比較し1.0ポイントの減となっております。

現年分と滞納分の合計で見ますと、収納率は82.9%と前年度と比較し0.5ポイントの減となっております。

次に、(3)世帯当たり・被保険者当たりの平均保険税について御説明をいたします。

1世帯当たりの平均保険税は11万4,646円で、前年度と比較し1万5,788円の減となりました。

また、被保険者1人当たりの平均保険税は7万8,163円で、前年度と比較し9,366円の減となっております。

続いて、(4)被保険者加入状況についてでございます。

年間平均被保険者数は4,896人と、前年度と比較して266人の減、年間平均世帯数は3,338世帯と、前年度と比較し126世帯の減となっております。

続いて、保険税の不納欠損の処分について御説明をいたします。

決算書の14、15ページを御覧ください。

令和4年度、不納欠損として処理した額は902万2,868円であります。

なお、収入未済額7,047万3,128円については、令和5年度に繰越しし、引き続き費用負担の公平性を念頭に、関係法令及び債権管理マニュアル等に基づき、適正な処理に努めてまいります。

最後に、基金の状況について御説明をいたします。

決算附属書の188ページを御覧ください。

(6)国民健康保険基金になります。

令和4年度中に、利子分として13万9,000円の積立てを行った結果、令和4年度末で7億5,560万8,000円となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(杉山武志君) 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 3点、お尋ねいたします。

まず、1点目なんですが、今説明がありましたように、不納決算額、これ、近年、調べてみますと、近年約900万円の保険料が回収できないまま不納欠損としてなっています。不納欠損の理由についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど御説明いたしました不納欠損の事由についてでございますが、財産調査等を行った結果、財産がないということで回収ができないというものについて、28人分のものがございます。額にしまして501万1,267円、それから、徴収期間が経過をってしまった消滅時効によるもの、これが31名分、額にして401万1,601円というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保税には、軽減措置の制度があるんですけど、2割、5割、7割とありますが、この軽減措置を受けている世帯の割合をお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

軽減措置、2割、5割、7割の対象者ということですが、今、手持ちの資料では、2割、5割、7割の分けたものはございませんので、全体ということで御回答させていただきます。

一般被保険者の医療給付分になりますが、課税世帯が3,432世帯のうち軽減対象者として2,315世帯となっており、割合——軽減を受けている割合としましては、67.5%というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 3点目なんですけど、新型コロナウイルスの感染症に係る減免、軽減といたしますか、減免といたしますか、その制度があるわけですが、4年度の実績——実態——実績はどうだったのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 資料をお持ちですか。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少した方の減免ということの件数ですが、令和4年度におきましては、2件の減免を決定をしております。額にしまして35万6,900円でございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 1点、ちょっと確認なんですけれども、先ほど不納欠損の中で、例えば、財産がないとか、あるいは消滅時効にひっかかってというお話だったですね。

それで、今、国民保険制度の場合に、滞納したような場合っていうのは、例えば、医療そのものは受けることができるんですか。要は、滞納してるんだけど、病気になった、病院に行く、それで、この国民健康保険を適用して診療を受けるっていうかですね。

というのが、例えば、水道とか何とかっていうことを滞納した場合は、止められるっていうようなことがありますよね。この保険制度っていうのは、そういうことはないんですかね。その場合に財産がない方は、仮に診療を受けても、今度、1割負担とはいえ、やっぱり払わんといかんですけど、そちらのほうは、払えないというような事態はないんですか。

2点、まず制度として、滞納した場合にでも、いわゆる国民健康保険を使って、医療の受診はできるのかということと、その場合に、もうお金がない、財政もないということで、医療のほうの支払いができないというふうなことも考えられるんだけど、その場合はどういうふうな対応になるんかと、この2点です。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目、保険税の滞納があった場合に、診療が受けられるかどうかという御質問だったかと思います。

費用負担の公平性というところで、保険税のほうは納めていただくということで、債権の回収といいますか、徴収については努めておるところですけれども、どうしても、そういうことが難しい方に対しては、短期——期間を区切った被保険者証をお出しして、それによって、医療を受けていただいたり、あまり長期にということ、長期の滞納ということであれば、資格証明書という形で交付をしまして、そち

らのほうで、医療を受けていただくというふうになっております。

それから、2点目の医療機関にかかれた場合の一部負担金の支払いの件ですけれども、そちらに対しては、医療機関のほうでの納付相談といいますか、支払い相談というふうになるというふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 確認ですけれども、資格証明書は、例えば短期の場合であれば、資格証明書を発行してということだったんですけど、長期の場合でも、やはり医療ということを考えると、もう、やむを得ずというか、発行されてるっていうのが実態ですかね、今のお話だと。それともやっぱり、例えば、長期に滞納ということであれば、残念ながら、そういう資格証明書は発行しませんよっていうのが制度ですか。

それと、先ほど、医療費の支払いの滞納は医療費ということによってということですから、例えば市民病院、美東病院の場合には、そこでいわゆる未収ということで、決算上出てくると、こういう理解でよろしいんですか。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

1点目の長期に滞納があった方に対する対応でございますけれども、資格証明書というものは、必ずこちらから御本人あてにお知らせをしながら、交付をさせていただいておるものなので、それが、資格証明書が出ないと出さないということはありません。

それから、2点目の病院での支払いの件ですけれども、病院での支払いが滞るといふところにおいては、やはり病院での検査といいますか、処理になりますので、こちらのほうで、御説明ということは難しいかと思いますが、病院側のほうの決算で、未収というような形で出てくるものではないかと考えておるところです。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ちょっと資料がどこだったか、今あれなんですけど、一番最初の説明の歳入歳出の説明がございました、あの表をもう1回ちょっと送っていただけませんか。これにあるのか。すみません。

予算に対して、決算のほうが、保険給付費を1億ぐらい——1億1,500万ですか、少ないと。その理由は、要するに、対象人数が減ってる、すなわち後期高齢のほうへ移行ということなのでというお話だったですね。

これって、予算立てられる段階で、もう人数は分かっているんじゃないんですか。だから、予算を立てられる段階で、ある程度人数が減るね、後期高齢者に移行するよねと。

したがって、国民健康保険のほうの税額ですかね——ごめんなさい。保険給付費か——のほうも減るだろうっていう、そういうのが予想されて、予算を立てられるんじゃないかと思うんですけど、その辺、去年との予算見ると、去年の実績と同じような数字になってますけども、この辺は、何か予算立てられるときに、あらかじめ予見可能ということで減らしたりということはされないんですか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

令和4年度の保険給付費の予算の計上の仕方というところで、御質問であったかと思えます。

令和4年度においては、団塊の世代の方が75歳になられるっていうところではございましたけれども、実際、こちらのほうで試算したものとは少し——したものの以上に、移動っていうものはあったというふうには思っております。少し計算方法が、人数に対してのものがそこまで影響するというふうには思っていなかった部分もございまして、今後、その辺りも含めまして、適正な見積りをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう1点、先ほどの歳入歳出の件でお尋ねしたいことがあるんですけど、令和3年度表にあるんで見てみますと、決算額が、歳入のほうで33億5,000万、歳出のほうで32億ということでね、1億ぐらい差がありますよね。普通、決算の場合は、歳入歳出ってのは同じぐらいにするんじゃないんですか、予算は少なくとも。ちなみに同じような数字になってますよね。これって——今年は割と歳入歳出が均衡してるんですけども、歳入と歳出が1億ぐらい差があるっていうのは、どう解釈したらいいのかなと。ちょっと、直接は関係ないかもしれませんが



も、もし、こういうことがあるよっていうのがお分かりになれば教えていただきたいんですけどね。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをしたいと思います。

今、令和3年度の決算の状況だと思います。今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど、御回答したいと思います。申し訳ございません。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたしますけど、毎年、保険料が下がっておりまして、一昨年より1万6,000円ぐらい、計算したら下がっておるんですよ。これの原因は、もし分かれば教えていただければと思うんですけど。保険料が毎年下がっておる原因ですね。健康になられたら一番いいんでしょうけど。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険税の収入が下がっているというか、税が下がっている理由というところでございますが、全体が下がっている理由は、被保険者数の減というところと、令和3年度から令和4年度、令和4年度さらに、保険税率等を引下げた部分がございますので、こちらのほうが影響しておるかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 下がった理由なんですけど、資産割がなくなったの4年でしたでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

資産割を廃止をしましたのは、平成30年の制度改正のときに、本市では資産割のほうを廃止をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） たしか、未就学児の保険料が2分の1になったのは昨年でした。4年度でしたでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

未就学児の均等割の保険税の軽減については、昨年度から実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんか。議長、どうぞ。

○議長（竹岡昌治君） それでは、ちょっと1点だけお尋ねしたいんですが、委員長の特別許可いただきましたんで、発言させていただきます。

3か年で約3,000万という不納欠損を出しておられますよね。それで、議案説明のときに、最後に債権管理をきちんとやりますと、こういう説明があったんですが、今現在、5,900万ぐらいですか、未収、未済額はあります。その中で、分析しておられるでしょうか、これ藤井委員さんもおっしゃったんですが。

例えば、入院中だとか、財産がないとか、あるいは、減免処置をしてるとかっていう、そういう約5,900万のきちんとした債権の構造といいますか、その辺まで把握してやっておられるんでしょうかね。

4億数千万のうち5,900万ですか、ちょっと今、資料手元にないんで分かりませんが、それぐらいの金額が未歳入になってるといことの債権管理の仕方なんですがね。この調子でいきますと、毎年1,000万近いものを不納に落としていくということが予測されますよね、3年後を見ましても。

したがって、今から先どういうふうな債権管理をきちんとされておられるのか。例えば支払い計画は、どれぐらいの率でやってるとかですね、その辺の管理についての御説明をいただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 休憩取りましようか。ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時45分休憩

-----  
午前11時02分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、審議を再開いたします。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） 先ほどの竹岡議長の御質問にお答えをいたします。

収入未済額の管理状況というところで御質問をいただいたかと思えます。

個別の滞納者については、台帳に各折衝の記録を残して管理をしておるところで

ございます。

この額の中、分納中、交渉中と区分はございますが、ただいま手元に資料を持っておりませんので、詳しい内容のほうは申し訳ありませんが、また後ほど回答させていただこうと思います。

ですが、4年度の取組状況というところで、少し御説明をさせていただけたらと思います。

4年度においては、督促状の発送、また、催告書の発送、年に4回行っております。あと、短期被保険者証の更新よっての納付相談、また、臨戸訪問による聴取、納付誓約書の提出等取組を行っておるところでございます。

国民健康保険の債権管理におきましては、引き続き、関係法令やマニュアル、また、滞納分については収納推進室と連携をして行っております。税の負担の公平性や——を念頭に収入未済額の減少に、引き続き、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） いや、台帳に記録されてるというから期待しようとしたんですが、例えば、支払計画書をやってる方が、ちゃんとこの人は支払計画書、で、それがどれぐらいの率にあるんか、あるいは入院しておられるんか、あるいは収入がないんか、あるいは財産がないんか。物を売るときもマーケティングやるでしょう。お客さんがどういう状態なんかと、それを未済額を徴収するため、どう言ったらいいかなあ、健康保険会計もうずっともう何十年ってやってですね、億のお金じゃないんですよ。もうすごい金額を不納欠損してるんです、過去ずっと調べてみますと、それがもう恒常的になってるから、ちょっと根本的にそうしたその未済額の中を分析されて、それで今おっしゃったように催告する。それが、その前段階ができてないんじゃないかと思ったから申し上げたんです。

ぜひ、その辺を5年度には、もう一回取組を変えていただいて、次は不納欠損ができるだけ出ないような努力をしていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ただいまのは御意見でよろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第79号令和4年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第79号令和4年度美祢市介護保険事業特別会計決算について御説明をいたします。

主要施策成果報告書26ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計の令和4年度決算は、歳入総額33億1,356万2,000円、歳出総額31億8,245万5,000円で歳入歳出差引額は1億3,110万7,000円となりました。

それではまず、歳出について御説明をいたします。

(1) 歳入歳出決算の状況の下、イ歳出を御覧ください。

歳出決算額は、対前年度比較で1億2,917万5,000円、3.9%の減となりました。

歳出全体で構成比率の高いものでも御説明をいたしますと、最も高いのが2の保険給付費91.8%で、決算額29億2,230万6,000円。前年度と比較して1億1,959万1,000円、3.9%の減となっております。

その内訳については、次の27ページ(3)給付の状況に記載しておりますので、そちらで御説明をいたします。

主なもので御説明いたしますと、まず、居宅介護サービス費は、決算額15億639万2,000円で、前年度と比較して3,578万6,000円、2.3%の減となっております。

また、介護——訂正いたします、施設介護サービス費は、決算額11億7,234万8,000円で、前年度と比較して5,435万円、4.4%の減となっております。

これらの要因としては、毎月の給付実績状況から見て、一時的に新型コロナウイルス感染の報告時期に合わせての減が見られたこと。また、要介護認定者数の減が要因と考えております。特性——特定入所者介護サービス費は、決算額9,772万5,000円で、前年度と比較して2,748万6,000円、22.0%の減となっております。

これは、令和3年8月から低所得者に対する補足給付とされる居住費や食費について、助成要件及び助成額の見直しがされ、令和3年度においては、年度途中からの影響でありましたが、令和4年度においては年間分の影響が出たことによる減であります。

それでは、26ページのイの歳出の表にお戻りください。

続いて、3の地域支援事業費が構成比4.0%で決算額1億2,834万3,000円、前年度と比較して1,436万4,000円、10.1%の減となっております。

続いて、前年度と比較して増減率の大きいものとして、5の諸支出金は、決算額1,904万8,000円、前年度と比較して1,249万7,000円、190.8%の増となっております。

これは、過年度分の介護給付費及び地域支援事業の実績に伴う償還金が主なものであり、精算に伴う返還金が前年度より増となったものであります。

続いて、ア歳入について御説明をいたします。

歳入総額は、対前年度比較で3,284万6,000円、1.0%の減となっております。

歳入全体で増減——増額の大きいものとして、3の国庫支出金において、決算額8億3,614万1,000円、前年度と比較して3,581万5,000円の増となっております。

これは、歳出で御説明した保険給付費に係る国庫負担金の交付額が、前年度と比較し、増額であったためであります。交付額の算定方法については、国の定める方法、具体的には、保険給付費の過去3年間で最も高い伸び率で算定しているため、増額となっているものであります。

一方、減額の大きいものとして、4の支払基金交付金において、決算額8億2,673万6,000円、前年度と比較して2,199万円、5の県支出金においては、4億6,475万2,000円、前年度と比較して1,775万3,000円、それぞれ減となっております。

これは、いずれも歳出で御説明をいたしました保険給付費等の減が影響をしております。

7の繰入金において、決算額5億18万5,000円、前年度と比較して1,852万6,000円の減となっております。

これは、主に保険給付費の減に伴い、市の負担分が減となったものであります。

続きまして、介護保険料の収納状況について御説明をいたします。

27ページの(2)介護保険料収納率の状況を御覧ください。

令和4年度におきまして、調定額は現年分、滞納分、合わせて6億5,074万4,000円、これに対する収入済額は6億4,356万3,000円、収納率は98.9%と昨年度を0.2ポイント上回りました。

続いて、介護保険料の不納欠損の処分について御説明をいたします。

決算書26ページ、27ページを御覧ください。

令和4年度不納欠損額は205万1,041円であります。

なお、収入未済額については令和5年度に繰越し、引き続き、徴収方針を基に、現年分は主に督促状の発送、催告書の送付による接触など、次年度に繰越さない早期対応に取組み、過年度分は収納推進室との連携により、費用負担の公平性を念頭に、関係法令及び債権管理マニュアルに基づき、適正な処理に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、基金の状況について御説明をいたします。

決算扶助——決算附属書の188ページを御覧ください。

(7) 介護給付費準備基金になります。

令和4年度中に、元金及び利子を合わせて3,835万1,000円の積立てを行った結果、令和4年度末の現在高は3億5,215万1,000円となっております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 1、2、3点お尋ねいたします。

まず1点目として、介護認定には要支援と要介護とありますが、それぞれどのぐらいの方が認定を受けておられますか。認定を受けておられないという被保険者、保険料払っているけど介護を受けていないよってという方の割合も併せてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

要介護認定の——を受けていらっしゃる方の割合という御質問であったかと思えます。

令和4年度末の状況で御説明をいたします。

認定の区分は、要支援1から要介護5まで7段階ほどございます。

今回の御説明については、要支援1から要介護1を比較的軽度——軽度というふうな形で、要支——要介護2と要介護3を中度、それから、要介護4、要介護5を重度と3区分に分けて御説明をさせていただきたいというふうに思います。

令和4年度末ですが、第1号被保険者数が9,798人に対し認定を受けた方が1,803人、要介護認定率は18.4%、認定を受けている方が18.4%ですので、を受けていらっ

しゃらない方については81.6%でございます。

それから、軽度として認定を受けていらっしゃる方が七十七——申し訳ないです、778名で全体の43.2%、認定を受けた方に対する比率ですが43.2%、それから、中度として受けていらっしゃる方が601人で33.3%。それから、重度として受けていらっしゃる方が424人で、受けていらっしゃる方に対して23.5%という割合になっております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 2番目になりますけれど、今の説明の中でもありましたけれど、介護認定を受けずに介護予防っていうのがあるんですけど、地域——これは地域支援事業だと思い——ですが——ですかね、地域要望書——介護予防のための制度、事業なんですけれど、これは予防——介護予防のためのサービス事業なんですけれど、4年度はどんな事業が行われたのでしょうか。コロナとかありま——新型コロナウイルス感染症の件もありまして、なかなか難しかったのではないと思うんですけど、4年度はどんなことをされたのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃったように、地域支援事業は介護予防事業でございます。要介護認定をまだお持ちになられてない方、それから、お持ちになられても要支援の状態の方、この方々を対象に予防事業を行っております。

目的としましては、高齢者の方が要介護状態になることをまず予防。それから、要介護状態になったとしても、お住まいの地域でできる限り住み続けて、お暮らしいただけるというような活動にするために本事業を行っております。

御質問のありましたどのような活動内容かということでございますが、主だったものを申し上げますと、要支援者の方のケアプランの作成ですね、こちらのほうを約年間4,000件、直営委託含めて行っております。

また、介護予防の対象者の方々の調査、それから把握、この事業に努めております。

それから、いきいき100歳体操であるとか、運動を主体とした予防教室、それから講習会の開催、そして、高齢者に係る様々な御相談、権利擁護等に関する御相談も含めまして、その相談やサービスへの支援というものを行っております。

その他、認知症でございますが、こちらについて正しく理解、そして、社会でできる範囲での支援の輪を広げていくというような事業を行っております。

以上でございます。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今説明を聞きながら思ったんですけど、介護予防でいろんなサークルがありますよね、これに何か1年間で3万円ですか、支援が行われてるんですけど、これもこの事業の1つなのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃった地域活動、自主的な活動への支援、補助金をお支払いさせていただいております。

こちらの事業ということで、地域支援事業の中の地域介護予防活動支援事業というメニューで御支援をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 3点目になりますけれど、保険料には所得によって13段階あるわけですが、この比率についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 杣野市民課長。

ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

介護保険料の賦課の段階が13段階あるわけですが、その中の段階別の人数の比率というところではないかと思いますが、13段階のうち、一番対象者が多い段階が第6段階、御本人さん——御本人は市民税が非課税世帯である階層の最も低いというか——負担が少ない部分でございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。マイクを使ってください。

○委員（三好睦子君） 分かれば——3位まで分かるでしょうか。1番——1番は6



段階で2番目はどの——何段階が多いのかなあと、3番目は何段階が多いのかなと思うんですけど、分かればお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

一番多い段階は、先ほど申し上げた第6段階でございます、2番目に比率の高い階層がその1つ上の第5段階、これは、世帯のどなたかに市民税が課税されている、御本人には非課税でも世帯のどなたかに課税がされている世帯、こちらのほうが2番目に多い階層になっております。それから3番目が、第2段階世帯全員の方が市民税非課税で、年金の収入と合計所得を足したものが120万以下の方の階層でございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） いいですか。そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 今三好委員が聞かれました保険料のこれ、何で人数は言えるのですか。保険者数は何で言えるのですか。13段階あるということで、これ人数言えば済むじゃないですか。

○委員長（杉山武志君） 人数はわかりますか。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

所得段階の人数というところで御質問だったと思いますが、資料がございますので、人数のほうをお答えをさせていただこうと思います。

令和4年度当初賦課の時点の人数でございますが、全体で9,975人でございます、第1段階が1,187人、第2段階が1,216人、第3段階が1,106人、第4段階が781人、第5段階が1,712人、第6段階が1,899人、それから第7段階が760人、第8段階が541人、第9段階が279人、第10段階が195人、第11段階が135人、第12段階が134人、第13段階が30人、以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。ありがとうございます。

それと、先ほどで認定率が18.4%というふうに言われまして、その後、軽度、中度、重度というふうな言い方をされましたけど、認定に重——軽度、中等、重度のうちゅうのは認定はない——初めて聞きましたけどあるんですか。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

介護保険の関係で——と高齢者の関係で、毎年、計画書を美祢市保健福祉計画と介護事業計画を一体として策定をしております。この分析の中で、支援——要支援1から要介護1を比較的軽度、それから要介護2、要介護3を中等度、それから要介護4、要介護5を重度というふうな表現をしてこれを記載をしておりますので、それに合わせて御説明をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。

そういうふうに言ういただければ分かるんですけど、初めてこういう言葉を聞きまして、また出るかもしれませんが、もうちょっと——もうちょっと親切に言うていただいたら幸せます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第80号令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） それでは、議案第80号令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算について御説明をいたします。

主要施策成果報告書の28ページを御覧ください。

後期高齢者医療——医療事業特別会計の令和4年度決算は、歳入総額4億8,726万7,000円、歳出総額4億8,672万1,000円、歳入歳出差引額は54万6,000円となりました。

それでは、まず歳出について御説明をいたします。

(1)の歳入歳出決算の状況について、イの歳出を御覧ください。

歳出総額は、対前年度比較で984万8,000円、2.1%の増となっております。歳出全体で構成比率の高いものとして、2の後期高齢者医療広域連合納付金98.0%で、決算額4億7,683万2,000円。前年度と比較して714万2,000円、1.5%の増となっております。

これは、被保険者からの保険料を後期高齢者医療広域連合へ納めておりますが、

保険料収入の増額に伴い増額となっております。

また、1の総務費は、決算額855万2,000円で、前年度と比較して217万6,000円、34.1%の増となっております。

これは、令和4年10月からの制度改正による自己負担額2割の適用に伴い、被保険者証を改めて送付した経費による増となっております。

次に、アの歳入について御説明をいたします。

歳入総額は、対前年度比較で947万2,000円、2.0%の増となっております。

構成比率の高いものとして、1の後期高齢者医療保険料が70.3%で、決算額3億4,251万7,000円、前年度と比較して346万5,000円、1.0%の増となっております。

被保険者数の増に伴い、保険料収入も——が増となっております。

続いて、3の繰入金29.2%で、決算額1億4,231万5,000円、前年度と比較して503万5,000円、3.7%の増となっております。

被保険者証を改めて送付した経費による増など、繰入金に含まれる事務費繰入金の増と、被保険者数の増による保険料の軽減対象者の増によって、保険基盤安定繰入金の増が主な要因であります。

次に、(2)の後期高齢者医療保険料の収納の状況について御説明をいたします。

調定額は現年分と滞納分と合わせて3億4,353万8,000円に対し、収入済額は3億4,251万7,000円、収納率は99.7%となりました。

続いて29ページ、(3)被保険者当たりの平均保険料と(4)被保険者加入状況についてでございます。

被保険者1人当たりの平均保険料は6万3,972円で、前年度より261円の減、また、年間平均被保険者数は5,342人で、前年度より91人の増となっております。

最後に、不納欠損の処分について御説明をいたします。

決算書の32、33ページを御覧ください。

令和4年度不納欠損額は28万4,125円であります。なお、収入未済額73万7,082円については令和5年度へ繰越し、関係法令等及び債権管理マニュアルに基づき、適正な処理に努め——現在努めておるところでございます。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明にもありましたけれど、28ページなんですけれど——報告書の28ページなんですけれど、この保険料の増額なんですけれど、これは団塊の世代の方が75歳以上になられたっていう理由もあるんでしょうが、この——あるんでしょうけれど、均等割とか軽減措置が見直された——今までありましたけど、なくなったということも含まれているのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

委員おっしゃる均等割の軽減措置というのは、令和——令和2年度までに行われた特例の部分ではないかと思えます。

現在、令和4年度の決算においては、既に本則による7割、5割、2割の軽減措置だけでございますので、特にこれについては影響がないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、議案3件の議案説明、質疑が終了いたしました。

それでは、この議案3件につきまして市長に出席いただき、総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思えます。

総括質疑は必要ないですか。よろしいですか。御要望がないようなので、それでは総括質疑は行い——行わないことといたします。

では、これより、議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第77号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対意見を述べます。

保険税の未就学児の減免制度、また、新型コロナウイルス感染症等の減免制度による保険料——保険税の負担軽減は評価できますけれど、先ほども質疑がありましたが、保険税の不納欠損の案件について関係しますけれど、この保険税の負担を軽くすれば、この不納欠——欠損も少なくなるのではないかと思います。この保険料の負担を重いためにこの不納欠損が出てくると、これを払いやすくすれば不納欠損

も少なくなると思うのです。加入者の多くの方は、御存じのように自営業、農業、非正規雇用、また、年金の少ない人たちが多くを占めています。やはり、負担を軽くせ——するべきだと思います。

また、基金においても県下でも多いランクにあります。この基金の活用で加入者の負担を軽くするべきだと意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） そのほか、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案77号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか——挙手をお願いできますか。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 賛成多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

次に、議案79号令和4年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案には賛成いたします。

なぜかと言いますと、新型コロナウイルスの影響で思うように事業が進められなかったということがあると思います。

この事業で歳入歳出のところを見ますと、差額がプラスになっております。1億3,000万——約——約ですが——1億3,000万円ありますが、この繰越しを来年度の保険料の負担を軽くするために使っていただきたいと意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案79号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第80号令和4年度美祢市後期高齢者医療——医療事業特別会計決算の

認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対意見を述べます。

後期高齢者医療保険、これは歳入が増えておりますが、団塊の世代が増え——保険者が増えたということもありますけれど、2年度に軽減措置がなくなったということも影響していると思います。

また、この後期高齢のこの件ですが、夫婦がお2人の場合——夫婦で夫は後期高齢、妻は国保の場合は負担が重くなると思います。

こうしたこともありますので、高齢者いじめっていうか、高齢者の方、収入は少なくなりますが、この医療費は、先ほどありましたように2割負担になっております。こういった面でこの——その事情を述べまして反対意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） そのほか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第80号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案3件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして、御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないですね。

ないようでしたら、これにて、本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時46分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月2日

教育民生委員長